#### 第2回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班

#### 議事次第

日時:平成21年12月7日(月)

15:00~17:00

場所:厚生労働省共用第6会議室(2階)

### 1. 開 会

### 2. 議事

- (1) 親族優先提供に関する論点の検討状況について
- (2) 親族優先提供の意思表示を行う仕組みについて
- (3) 親族優先提供に関する具体的な周知方策について
- (4) その他

#### 3. 閉 会

#### 〈配布資料〉

資料1-1 親族優先提供に関する議論の状況について

資料1-2 「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の

一部改正(案)」(概要)について

資料2 親族優先提供の意思表示について

資料3-1 親族優先提供に関してお伝えする内容(案)

資料3-2 臓器提供意思登録システムにおけるイメージ

資料3-3 臓器提供意思表示カード・シールの記載箇所

資料4-1 親族優先提供に関する周知について

資料4-2 ポスター・ポップ・タックシールに記載する内容について

### 親族優先提供に関する議論の状況について

### 【検討状況】

| 〇9月15日                              | 第26回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会                   |  |  |  |  |
|-------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 10月 1日                              | 第1回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関す<br>る作業班      |  |  |  |  |
|                                     | る日本班                                       |  |  |  |  |
| 13日                                 | 第1回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班                     |  |  |  |  |
| 16日                                 | 第2回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関す<br>る作業班      |  |  |  |  |
| 27日                                 | 第3回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関す<br>る作業班      |  |  |  |  |
| 〇11月2日                              | 第27回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会                   |  |  |  |  |
| 11月1                                | 8日 ガイドライン案等についてのパブリックコメント開始<br>(~12月17日まで) |  |  |  |  |
| 〇 30日                               | 第28回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会                   |  |  |  |  |
| 12月 7日                              | 第2回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班                     |  |  |  |  |
|                                     | 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会                       |  |  |  |  |
| 親族への優先提供に関する規定の施行(平成 22 年 1 月 17 日) |  |  |  |  |  |

#### 【これまでに検討された項目】

- 1 親族の範囲等について
  - ・ 親族の範囲
  - 養子や事実婚の取扱い
- 2 意思表示内容について
  - ・ 特定の親族を指定した意思表示の取扱い
  - 親族への限定提供意思の取扱い
  - 親族優先提供の意思表示が可能となる年齢

など

- 3 意思表示方法について
  - ・ 臓器提供意思登録システムの活用
  - ・ ドナーカード等への記載
- 4 親族関係の確認方法について
  - 公的証明書を用いた確認
  - ・ 公的証明書が入手困難な場合のあっせん手続き

### 「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)」(概要)について

#### 1 改正の趣旨

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)については、第171回通常国会において、本人意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死判定・臓器摘出を可能とすることや、臓器提供の意思に併せて書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができること等を内容とする、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)が可決・成立しました。改正法の施行は、公布の日から1年を経過した日とされていますが、親族への臓器の優先提供に関する規定については、公布の日から半年を経過した日に施行されることとなっているため、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)(平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知)について所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要(※改正内容の基本的な考え方については、別紙参照)

① 親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示に関し、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律の運用に関する指針 第1

② 親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示に関する規定を新たに追加することに伴い、臓器の提供先を指定する意思が書面により表示されていた場合についての規定を削除すること。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律の運用に関する指針 第1

③ 親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示について、以下のとおり規定すること。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(新設)

#### ア親族の範囲

臓器を優先的に提供する意思表示に関して法に規定する「親族」の範囲については、立法者の意思を踏まえて限定的に解釈し、 配偶者、子及び父母(特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母、並びに届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を除く。)とすること。

#### イ 意思表示の方法

親族に対し臓器を優先的に提供する意思の表示は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。また、特定の親族を指定し、臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合は、 当該臓器を当該親族を含む親族へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。

#### ウ 親族関係等の確認

親族への優先的な臓器のあっせんに際しては、親族関係及び当該親族本人であることについて、公的証明書により確認すること。 移植希望者(レシピエント)の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の入手が困難であることが明らかな場合には、入手可能なその他の公的証明書の情報及び家族・遺族(複数が望ましい。)からの証言により、移植希望者(レシピエント)の選択を開始して差し支えないこと。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。

#### エ 留意事項

- ・医学的な理由等から、必ずしも親族に対し移植術が行われるとは限らないこと。
- ・臓器を提供する意思に併せて、親族以外の者に対し当該臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合は、優先 提供に係る意思表示は無効であり、単に臓器を提供する意思表示として取り扱うこと。
- ・臓器の提供先を限定する意思が書面により表示されていた場合は、親族に限定する場合も含め、脳死・心臓死の区別や臓器の別に関わらず、当該意思表示を行った者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出は見合わせること。
- ④ コーディネーターは、臓器を提供する意思を表示していた者が、併せて親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していたか否かについて書面により確認すること。

確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族及び当該親族の移植希望者(レシピエント)登録の有無について把握すること。

<改正箇所>臓器の移植に関する法律の運用に関する指針 第4

#### 3 根拠規定

臓器の移植に関する法律

#### 4 施行日

平成22年1月17日

### (参考)主なガイドラインの改正点に関する基本的考え方

### ○親族の範囲等について

| ガイドラインの内容  | 基本的考え方  |
|--|---|
| 親族の範囲については、「配偶者、子及び父                                   | ・改正法の国会審議において、親族の範囲については、立法者から「親子及び配偶者」と明確に答弁され   |
| 母とする」  | ていること。 ・改正法の国会審議において、立法者から「臓器移植の公平性の原則に極力抵触しないような仕組みにする必要がある」との答弁がされていること。 ・臓器売買の防止等の観点からは、範囲をできるだけ狭く解すべきであること。   |
|  | ・家族概念の最小単位としては、「婚姻関係」と「親子関係」が考えられることから、立法者による「配偶者及び親、子」の意思は妥当と考えられること。  |
| 養子縁組については、特別養子縁組(※)以<br>外の縁組による養子及び養父母は除く。             | ・成年養子を広く認める日本の養子縁組制度の下では、臓器売買等の危険性を考えると、養子縁組については限定的に取り扱うべきであること。   |
|  | ・要件が厳しく、実方の親子関係を終了させる特別養子縁組については、親族優先提供の範囲に含めることとして差し支えないと考えられること。  |
| 配偶者については、法律上婚姻関係にある者とし、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。 | <ul><li>・事実婚は、法律婚と同様の権利を認めるという流れにあるが、その関係を形式だけでなく、安定性も含めて統一的に確認することは困難であり、臓器移植の場面において、事実婚は確認が困難であること。</li><li>・法律上の地位を差別する趣旨ではないが、臓器移植においては法律婚に限定すべきと考えられること。</li></ul> |
|  |   |

(※)子の利益のため特に必要と認められる場合に、家庭裁判所の審判により成立する養子縁組。実方の父母等との親族関係が終了する。

# ○意思表示の方法について

| ガイドラインの内容  | 基本的考え方  |
|--|---|
| 特定の親族を指定した意思表示については、 <u>当該親族を含む親族へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u> | <ul> <li>・親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上のトラブルを防ぐ必要があることを踏まえ、特定の親族を指定した意思表示があった場合には、順位付けがある場合も含め、指定された親族を含む親族一般への優先提供意思と解すべきであること。</li> <li>・優先提供の対象親族が複数人となる場合は、移植希望者(レシピエント)選択基準に従って医学的に優先順位を決定すべきであること。</li> </ul> |

# ○留意事項について

| ガイドラインの内容                         | 基本的考え方  |
|-----------------------------------|---|
| 臓器の提供先を限定する意思(※)が表示さ              | ・親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされていること。    |
| れていた場合は、親族に限定する場合も含               | ・したがって、臓器の提供先を限定し、その他の者に臓器が提供されることを拒否する意思が明らかな場 |
| め、当該意思表示を行った者に対する法に               | 合には、親族への優先提供意思の前提となる臓器提供の意思が無いと解し、臓器提供を行うべきでは   |
| 基づく脳死判定及びその者からの臓器摘出               | ないこと。   |
| は見合わせること。                         |   |
| ※親族以外への第三者への提供を拒否する意思が明確に認められる場合。 |   |

### 親族優先提供の意思表示について

#### 1. 臓器提供の意思表示を行う仕組み

- 〇 現在の臓器提供の意思表示を行う手段
  - ① 臓器提供意思登録システム (インターネット上で意思を登録)
  - ② 臓器提供意思表示カードやシール (ドナーカード)
  - ③ 健康保険証の記入欄
- O 臓器移植委員会における議論を踏まえ、親族優先提供の意思表示を行うため、 上記の手段をどのように活用し、周知を図っていけばよいか。

#### ※ 臓器移植委員会における議論

#### 【親族優先提供の実施に向けた課題】

- 可能な限りシステムを利用していただいてはどうか。
- 現行ドナーカードやシールには、余白へ記載をしていただいてはどうか。
- ・ 親族優先提供の意思表示は、制度を十分に理解した上で、記載していただく必要があるのではないか。

#### 【今後の課題】

・ 新しいカード・シールの作成については、来年7月施行部分に関する諸課 題についての検討状況も踏まえながら、引き続き検討してはどうか。

#### 2. 意思表示の方法

- 〇 親族優先提供の意思は、具体的に、どのように表示(記載)していただくよう、 周知していくか。
  - ※ パブリックコメントにおいて提示している考え方のうち、臓器移植委員会において、周知にあたって留意すべきとされた事項
    - 「親族」と書いていただくが、「個人名」記載も特に排除しない。
    - 特定親族名を書いた場合も、親族全体を優先すると取り扱う。
    - 親族も含め提供先を限定する意思表示は行えない。

#### (参考) 臓器移植委員会等における議論

- 「親族」の表示、「個人名」の表示のいずれであっても、臓器提供の場面に おいて親族関係を確認する必要があり、実務上の手間は変わらない。
- 具体的なレシピエントの存在を思い浮かべて個人名を書くことも多いが、 その場合も親族全体への優先提供意思と取り扱うことについて、しっかりと 周知すべき。

### 親族優先提供に関してお伝えする内容(案)

注:以下の内容は、パブリックコメントでお示ししている考え方をもとに作成。

#### 1. 「親族優先」とは

- これまでは、臓器提供の意思を表示する際に、移植を受ける側を選ぶことはできませんでした。
- 今後は、臓器提供の意思にあわせて、親族に優先的に提供する意思表示を行うと、 親族の方を他の方よりも優先して、移植が行われるようになります。

具体的には、以下の順で移植が行われることになります。

- ①親族に移植希望登録をされている方がいれば、その方
- ②親族以外の方
- ただし、親族に優先的に提供する意思表示があっても、以下の場合には、親族への 移植が行われません。
  - ①移植希望の登録をしている親族がいない場合
  - ②医学的な条件を満たさない場合

#### 2. 意思表示ができる方

15歳以上の方が、臓器提供の意思にあわせて行うことができます。

#### 3. 優先提供の対象となる「親族」の範囲

あなたの配偶者、子ども、父母です。

- 配偶者(婚姻届を出されている方を指します。いわゆる事実婚の方は含まれません。)
- ・親子(実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を指します。)

#### 4. 意思表示の手順

- 〇 意思表示を行う手段
  - ① (社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思登録をする 臓器提供意思登録サイトから、意思登録を簡単な手続きで行うことができます。 登録サイト上で意思登録を行うと、その内容を印刷したカードを郵送しますので、ご 署名のうえで、大切にお持ちください。

すでに意思登録カードを所持している方で、親族優先提供の意思表示を追加したい \* 場合は、登録サイト上で登録内容の変更をしてください。新しいカードを郵送します。 パソコン用サイト: http://www.jotnw.or.jp モバイル用サイト: http://www.jotnw.or.jp/m ② 臓器提供意思表示カードや健康保険証などの意思表示欄に記入する インターネットに接続されたパソコンをお持ちでないなど、①の方法で意思登録を行 うことが難しい場合には、意思表示カードや、健康保険証などの意思表示欄に記入す ることもできます。

#### 〇 意思表示の方法

登録サイトの場合には、親族以外の方への提供意思をチェックした後に、親族優先に関する留意事項に同意いただいた上で、「親族優先」の項目をチェックしてください。

意思表示カードや保険証の意思表示欄に記入する場合には、親族以外の方への提供意思を記入した後に、余白に「親族優先」と記載してください(個人名も記載できますが、その取扱いについては下記をごらんください)。

#### ○ 意思表示に当たっての留意事項

- 「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」という意思表示はできません。臓器提供そのものができなくなります
- ・ 優先提供する親族の「指定」や、「順位をつける」ことはできません。 配偶者、子及び父母の個人名を記載することもできますが、その方以外も含めた親 族への提供意思と取り扱われます。

#### 5. 注意事項

- ご本人が実際に臓器提供者となられた場合に、親族へ優先的に提供する手続きについては、移植コーディネーターよりご家族に説明いたしますが、移植を受ける方との家族関係を証明する公的証明書による確認が必要となります。
- 〇 親族への優先提供の意思により、提供を受けられる親族の方が2名以上となった場合には、医学的な優先度によって提供順位を決定します。
- 〇 親族への優先提供の意思表示は、1月17日の前にも行うことができますが、1月17日以降に有効となります。

# ■臓器提供意思登録システムにおけるイメージ

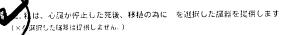
### 提供意思の入力

は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に を選択した臓器を提供します **を選択した陰器は提供しません。)** 

#### ▽ すべて(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸)を提供します。

| ●心臓                   | 0 | · • | • 肺                    | 0      | • |
|-----------------------|---|-----|------------------------|--------|---|
| ■ 肝臓                  | 0 | ·   | ●腎臓                    | 0, 2 2 |   |
| ● 膵臓                  | 0 | •   | • 小腸                   | 0 2 20 | • |
| <ul><li>眼球炎</li></ul> |   |     | <ul><li>その他?</li></ul> | į.     |   |

※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。 なお郵送されるカーFICは印刷されますので、ご自身で〇×を記入してください。



#### ☑ すべて(背談、幹談)を提供します。

| ●腎臓                   | 0 | <br>● 膵臓              | 0          | ~ |
|-----------------------|---|-----------------------|------------|---|
| <ul><li>眼球※</li></ul> |   | <ul><li>その他</li></ul> | <u>1</u> 來 |   |

※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。 なお郵送されるカー門には印刷されますので、ご自身で○×を記入してください。

□ 3.私は、臓器を提供しません。 ・眼球・その他は除く

メールの配信

# 2 個人情報の入力

戻る

今後の普及啓発に役立てるため、この登録サイトをお知りになったぎっかけを教えてくだざい。 登録サイトをお知りになったきっかけ 検索サイト 上記の選択肢に無い場合

希望する「マ

3 親族優先提供の説明

### 臓器提供の意思登録を表示した方へ

平成22年1月17日より、新たに、臓器 提供の意思に併せて、親族に対し臓器 を優先的に提供する意思を表示できる ことになりました。

親族への優先提供を希望する場合に は、注意事項をお読みいただき、同意し たうえでご登録ください。

現在の入力内容で

注意事項を読む

注意事項を読む」をクリックすると注意事項の画面に進みます

ω

2

### 4 注意事項への同意

親族優先を選択する場合の注意事項

1. 優先提供の意味

"親族だけにしか提供したなくい" といった場合には、親族の方を含め、臓器提供は行われません。

※ 親族への優先提供の意思は、 臓器提供の意思に併せて表示す ることとされています。

同意しない

同意する

親族優先を選択する場合の注意事項

2. 優先提供の対象となる方

· 配偶者 ※注1

• 子ども ※注2

· 父母 ※注2

※注1 婚姻届を出している方に限ります。※注2 養子は特別養子縁組に限ります。

同意しない

同意する

親族優先を選択する場合の注意事項

3. 優先提供が行われない場合もあります

・(社)日本臓器移植ネットワーク に移植希望者の登録をしていな い場合

・ 医学的条件を満たさない場合 (血液型が合わないなど)

これらの場合は、(社)日本臓器移植ネットワークに登録されている方に提供されます。

同意しない

同意する

同意すると親族優先提供の 意思登録画面に進みます



登録画面へ

### 5 親族優先提供の意思登録

調嚴個赤體供外意思登録後籍單心 離讀事項に簡潔透透和作為へ

> 親族への優先提供の意思を 登録しますか?

登録しない

登録する

### 【親族優先提供を選択した場合の確認画面】



### 【臓器提供意思登録カード】

| ID:T 00000000000                    | 親族優先登録済                                 |
|-------------------------------------|---|
| ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、利します。(×をつけた臓器は提供し |   |
|                                     | 小腸・眼球・その他( )<br>本に ○で囲んだ厳器を提供します。)<br>) |
|                                     | )                                       |
| 署名年月日:                              | 年月日                                     |
| 本人署名(自筆):                           |   |
| 家族署名(自範):                           |   |

親族優先提供に関するすべての注意事項に 同意し、

「登録する」を選択した場合のみカードに印字

# ■本登録を済ませた方の場合

### 【"閲覧・変更・削除"をクリックした場合の画面】

☑ 1.私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に を選択した臓器を提供します T×を選択した職器は提供しよせん。) ☑ すべて(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸)を提供します。 • 心臓 ● 肝臓 〇 暫職 ○ 小腸 膵臓 ○ ◆ その他※ 眼球炎 ※眼球、その他は、この画面で選択することはできません。 なお郵送されるカードには印刷されますので、ご自身で $\bigcirc$ ×を記入して<ださい。 🔽 2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に を選択した臓器を提供します (×を選択した脱器は提供しません。) ☑ すべて(背臓、膵臓)を提供します。 ● 膵臓 〇 ● 腎臓 ○ 眼球炎 その他※

採眼球、その他は、この画面で選択することはできません。 なお郵送されるカードには印刷されますので、ご自身で○×結合入してください。

□ 3. 私は、៊温器を提供しません。



私は、親族への優先提供を希望します。

#### 個人情報入力欄

今後の普及啓発に役立てるため、この登録サイトをお知りになったきっかけを教えてください。

登録サイトをお知りになったぎっかけ

検索サイト

上記の選択肢に無い場合

親族優先提供の意思の追加の方法

- \* 変更画面で、1もしくは2または、1および2を選択した方が、 親族への優先提供の意思を追加登録できる
- \* 親族への優先提供に関する項目をチェックすると解説ページへ

### 臓器提供の意思登録を表示した方へ

平成22年1月17日より、新たに、臓器 提供の意思に併せて、親族に対し臓器 を優先的に提供する意思を表示できる ことになりました。

親族への優先提供を希望する場合に は、注意事項をお読みいただき、同意し たうえでご登録ください。

現在の入力内容で 意思登録をする

注意事項を読む

買る

次へ

# 臓器提供意思表示カード・シールの記載箇所

### 【臓器提供意思表示カード】

| 【 (該当する1 . 2 . 3 . の番号を○で囲んだ上で<br>提供したい臓器を○で囲んで下さい》                                      |   |
|--|---|
| 私は、 <u>脳死の判定に従い、脳死後、</u> 移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません) 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他( ) |   |
| 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません) 腎臓・膵臓・眼球・その他( )                      |   |
| 3 私は、臓器を提供しません。  | ) |
| 署名年月日: 年 月 日   |   |
| 本人署名(自筆):  |   |
| 家族署名(自筆):  |   |
| (可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)                                   |   |

### 【健康保険被保険者証】

| 祖(    | ②事項 診療を受けようとするときんで渡してください。                           | こは、この誰をその                             | D都度保険医療 | 機関等の窓口                          |
|-------|--|---------------------------------------|---------|---------------------------------|
| (Eri  | F  | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |         | ·                               |
| þin ≉ | Š  |                                       |         |                                 |
| *     | 以下の欄は臓器提供に関する意思を<br>は、該当する1~3の番号を○で囲                 |                                       |         |                                 |
| 1     | 私は、脳死の判定に従い、脳死後<br>(×をつけた時器は提供しません。)<br>心臓・肺・肝臓・腎臓・膵 |                                       |         | 提供します。                          |
| 2     | 私は、心臓が停止した死後、移植(× をつけた戦器は提供しません。)<br>腎臓・膵臓・胆球・その他    | 「の為に○で囲んだ                             |         | ます。                             |
| 3     | 私は、臓器を提供しません。  | . ( )                                 |         | enega y tegen na lanca a la 190 |
| # E   | 9 10 22 名》   | 《黑名年月日》                               | 46.     | Д 13                            |

### 【臓器提供意思表示シール】



| 私は、心臓が停止                        | した死後、移植の為に〇で囲んだ躊躇 |
|---------------------------------|-------------------|
| を提供します。                         |                   |
| and the second of the second of | · その他( )          |
| (58)                            | (图8年月日) / /       |

### 親族優先提供に関する周知について

### (1) 周知を行う時期

前回作業班において、親族優先提供の制度は複雑であることから、十分な情報が出そろった段階で詳細な情報提供を行うべきとの議論があったことも踏まえ、 どのように考えるか。

#### ① ガイドライン等の発出前

- ・ 具体的な制度の内容など、詳細な情報提供を行うことはできないものの、 ポスターなどの媒体を用いて、(②の段階で)詳細情報を掲載するホームペ ージを見ていただくための周知を行うことが考えられるが、どうか。
- 情報提供を行う場合、開始時期について、「できるだけ早い時期」と「ガイドライン等発出直前」などがありうるが、周知効果という観点からどのように考えるか。

#### ② ガイドライン等の発出後

・ ①の周知活動を踏まえ、親族優先提供に関する制度の詳細情報について、 詳細な資料を作成し、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークのホ ームページに掲載することで構わないか。

### (2) 周知の対象、手段

〇 対象者として3つの層が考えられるが、どのような手段で周知を行うか。 例えば、表のような手段を用いることが可能であるが、どうか。

| 例えば、我のような子校を用いることが可能であるが、こうが。 |                           |  |  |  |
|-------------------------------|---------------------------|--|--|--|
| 属性                            | 手段                        |  |  |  |
| 一般の方                          | 各種媒体による周知                 |  |  |  |
|                               | (ホームページ、ポスター、Youtube 厚生労働 |  |  |  |
|                               | 省チャンネル、定期刊行物など)           |  |  |  |
| すでに意思表示を行っている                 | 〇各種媒体による周知                |  |  |  |
| 方等                            | 〇アクセス可能者への直接の働きかけ         |  |  |  |
|                               | ・システム登録者への連絡 等            |  |  |  |
| 医療従事者                         | 〇各種媒体による周知                |  |  |  |
|                               | 〇アクセス可能者への直接の働きかけ         |  |  |  |
|                               | ・提供施設医師への連絡 等             |  |  |  |

# (3) 今後のスケジュール(案)

|                   |                                   |  | 普 及 啓                                | 発 対 象 者   | <u> </u>          |  |
|-------------------|-----------------------------------|--|--------------------------------------|---|-------------------|--|
| 時 期               | 普及内容                              | 一般の方   | すでに意思登                               | 録をされている方システム登録者   | レシピエント<br>登録者のご家族 | 医療従事者                                    |
| 12月               | 法改正の概要周知                          | (社)日本臓<br>厚生労働省<br>定期刊行物                       | â動画チャンネル(Yc<br>ŋ: 厚生労働(12月号          | tームページの掲載、<br>pu Tube)による普及 <sup>i</sup><br>; )<br>i設置)による普及啓 | 啓発(検討中)           |  |
| 省令・ガイドライン<br>改正時  | ・親族の範囲等<br>・優先的提供の内容<br>・意思表示の方法等 | <del> </del><br>  <b> </b> ポスター掲<br>  <b> </b> | 设に関する普及啓<br>示(官公庁・医療施)<br>コード設置箱用ポッフ | 設等)   | ご家族用パンフリレット送付     | 都道府県・病院への通知発出                            |
|                   |                                   |  | 【<br>優先提供に関す                         | 動省のホータ植ネットワー  | 98                |  |
| 親族優先提供に係る施行日1月17日 |                                   |  | 政                                    | 定期刊行物:厚生学   |                   | 都道府県コー<br>ボイターに<br>対する研修会<br>家族番書の<br>配布 |

### ポスター・ポップ・タックシールに記載する内容について

- 〇 ポスターへの記載内容(改正法全般に関する普及啓発)
  - 1. 法律改正について

平成21年7月に臓器移植法が改正され、新たに、

- ① ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の承諾で臓器提供が可能になりました。これにより、15歳未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となります。
- ② 臓器提供の意思に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示できます。
- 2. 施行日
  - ①については、平成22年7月17日
  - ②については、平成22年1月17日
- 3. 詳細内容の問い合わせ先
  - ・厚生労働省ホームページ
  - ・(社)日本臓器移植ネットワーホームページ
- 〇ポップ・タックシールの記載内容 (親族優先提供の実施に向けた普及啓発)
  - 1. 法律改正について

平成21年7月に法律が改正され、平成22年1月17日から臓器提供の 意思に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示で きます。

- 2. 詳細内容の問い合わせ先
  - ・(社)日本臓器移植ネットワーホームページ